

重要データ安全送信サービス（クラウド）利用規約

第1章 総則

第1条（本サービスの提供）

ヤマトシステム開発株式会社（以下「当社」といいます）は、この「重要データ安全送信サービス（クラウド）利用規約」（以下「本規約」といいます）に基づき、契約者に対して本サービスを提供します。

第2条（用語の定義）

本規約においては、以下の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービス
富士フィルムイメージングシステムズ株式会社（以下「FFIS」といいます）が提供するSaaSサービス「SECURE DELIVER」を利用するサービスで、当社がFFISから非独占的再使用許諾を得て、契約者に対し当該サービスの使用を許諾するサービスに、当社の独自サービスを付加し一体として提供するサービス
- (2) 利用契約
本規約に基づき契約者と当社との間に締結される本サービスの提供に関する契約
- (3) 契約者
当社と利用契約を締結している法人・個人企業及び同等の機関・組織・団体
- (4) アカウント管理者
当社からの連絡を受ける契約者の従業員
- (5) 申込者
当社と本サービスの利用契約を希望する法人・個人企業及び同等の機関・組織・団体
- (6) サービス利用者
本サービスで構成される契約者サービスを利用する契約者の取引先
- (7) 契約者設備
本サービスの提供を受けるため契約者及びサービス利用者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア
- (8) 本サービス用設備
本サービスを提供するにあたり、当社が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェア（当社が第三者よりライセンス又は賃借している設備及びソフトウェアを含みます。）
- (9) 電気通信事業者
電気通信事業法第2条第5号で定義された者
- (10) ログインID
契約者及びサービス利用者とその他の者を識別するために用いられる符号
- (11) パスワード
ログインIDと組み合わせて、契約者及びサービス利用者とその他の者を識別するために用いられる符号

第3条（本規約等の適用）

契約者は、本サービスの利用に関し、本規約の他FFISの定める「SECURE DELIVER利用規約」を遵守するものとします。なお、本規約の規定と「SECURE DELIVER利用規約」の規定が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。

2. 本規約の他に当社が、契約者に発する第5条（当社からの通知）所定の通知及びその他の利用条件等の告知（以下、併せて「諸規定等」といいます）は、名目の如何に関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約本文の規定と諸規定等で定める規定が異なる場合は、当該諸規定等の内容が優先して適用

されるものとしします。

第4条（本規約の変更）

当社は、本規約を随時変更することがあります。この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、変更後の本規約によります。

2. 当社は、前項の変更を行う場合は、1ヶ月以上の予告期間において、変更後の本規約の内容を契約者に通知するものとしします。

第5条（当社からの通知）

当社からの契約者への通知は、通知内容を電子メール、書面又は当社のホームページに掲載するなど、当社が適当と判断する方法により行います。

2. 前項の定めに基づき、当社から契約者への通知を当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、契約者に対する当該通知は、ホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとしします。
3. 第1項の定めに基づき、当社から契約者への通知を電子メール又は書面の方法により行う場合において、第15条（契約者事項の変更）の変更届の提出を怠るなど契約者の責めに帰すべき事由により、当社が行った通知または送付した書面が延着し、または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなし、その時点から効力を生じるものとしします。

第6条（分離性）

本規約のいずれかの条項が無効とされた場合であっても、本規約の他の条項は、継続して完全な効力を有するものとしします。

第7条（合意管轄裁判所）

本規約及び利用契約に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所としします。

第8条（準拠法）

本規約及び利用契約における準拠法は、日本国法としします。

第9条（協議）

本規約及び利用契約に定めのない事項及び記載された項目について疑義が生じた場合については、信義誠実の原則に従い契約者と当社で協議し、円満に解決を図るものとしします。

第2章 利用契約

第10条（利用申込みの承諾と契約の成立）

利用契約は、当社所定の利用申込書による申込者の申込みに対し、当社所定の方法により当社が承諾の通知を発信したときに成立します。なお、申込者は、本規約の内容を承諾の上、申込みを行うものとし、申込者が申込みを行った時点で、当社は、申込者が本規約の内容を承諾しているものとみなします。

2. 前項の定めにかかわらず、当社は申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、利用契約を締結しないことがあります。
 - (1) 申込みの際に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (2) 申込者が第21条（当社からの契約解除）第2項各号のいずれかに該当するおそれがあるなど、債務の履行が困難と想定される場合
 - (3) 申込者が、過去に利用契約を当社から解除されている場合、又は利用契約の申込み時点において本サービスの利用を停止されている場合
 - (4) 申込者への本サービスの提供に関し、技術上又は業務遂行上の著しい困難が認められる場合
 - (5) その他当社が不適当と判断した場合
3. 当社は利用契約が成立した契約者に対し、本サービスを受けるために必要なログインID及びパ

スワードを発行します。

第 1 1 条（利用契約の変更）

契約者が本サービスの利用内容を変更しようとする場合は、当社所定の変更届を当社に提出するものとし、この場合の手続は、第 1 0 条（利用申込みの承諾と契約の成立）を準用するものとし、この場合、「申込者」を「契約者」、「利用契約」を「利用契約の変更契約」と読み替えるものとし、

2. 前項に基づく本サービスの利用内容の変更が、別紙「重要データ安全送信サービス（クラウド）料金表」（以下「料金表」といいます）に定める利用プラン、ファイル保管期間又は送受信一覧保管期間のプランの変更の場合、前項の定めにかかわらず、第 1 9 条（利用プラン及び機能追加プランの変更等）の定めによるものとし、

第 1 2 条（アカウント申請書の提出）

契約者は、本サービスの利用開始に先立ち、アカウント管理者の情報、本サービスを実際に利用する従業員等の情報、各種設定要件に係る情報、その他当社が指定した情報を記載した、当社所定の「申込書／初期設定シート」（以下「アカウント申請書」といいます）を当社に対して提出するものとし、

2. 契約者は、前項に基づき当社に提出したアカウント申請書の内容に変更が生じるときは、変更日の 3 0 日前までに、新たなアカウント申請書を当社に提出するものとし、

第 1 3 条（本サービスの利用開始）

当社は、契約者から提出された申込書及びアカウント申請書に記載の情報に基づき、本規約及び当社所定の初期設定作業を実施します。なお、当社は、初期設定完了後、契約者に対し、速やかに完了通知書を発行するものとし、当該完了通知書に記載される日付をもって、本サービスの利用開始日とします。

第 1 4 条（利用者）

契約者は、契約者が認めたサービス利用者に本サービスを利用させることができるものとし、

2. 契約者は、サービス利用者による利用を自己の利用とみなされることを承諾するとともに、かかる利用につき一切の責任を負うものとし、

第 1 5 条（契約者事項の変更）

契約者は、その法人名、本店所在地のほか、利用申込書に記載した事項を変更する場合は、変更日の 3 0 日前までに当社所定の変更届を当社に提出するものとし、

第 1 6 条（権利譲渡の禁止等）

契約者は、当社の事前の書面による承諾なくして、利用契約の地位を第三者に継承させ、あるいは利用契約から生じる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し若しくは引き受けさせ又は担保に供してはなりません。

第 1 7 条（契約期間）

利用契約の契約期間は、利用プランに応じ、利用契約の成立した日から、料金表に定める最低利用月数（以下「拘束期間」といいます）とします。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに甲乙いずれかから書面による変更又は終了の意思表示がない限り、利用契約は期間満了の翌日から 1 年間延長されるものとし、それ以後の期間満了に際しても同様とします。

第 1 8 条（拘束期間）

契約者は、拘束期間が経過するまでは、利用契約を解約できないものとし、

2. 前項の定めにかかわらず、契約者は、当社が定める期限までに、解約日以降当該拘束期間満了日までの残余の期間（1 ヶ月に満たない月は 1 ヶ月として計算）に対応する月額利用料金及びその消費税相当額を違約金として一括して当社に支払うことで、拘束期間中に利用契約を解約できるもの

とします。

3. 前項の違約金の支払い義務は、契約者が拘束期間内に第21条（当社からの契約解除）又は第49条（反社会的勢力の排除）により利用契約を解除された場合においても適用され、この場合解約日を解除日と読み替え準用するものとします。

第19条（利用プラン及び機能追加プランの変更等）

甲は、利用プランを、月額利用料金が高額な利用プランへ変更する場合、変更予定月の前月10日までに、乙に申し出なければならないものとします。この定めに従い利用プランを変更した場合の拘束期間の取扱いについて、変更後の利用プランの拘束期間を新たな拘束期間としますが、変更前までに経過した利用月数は、新たな拘束期間においても当該利用月数を経過したものとみなします。なお、月額利用料金が低額な利用プランへの変更はできません。

2. 甲は、ファイル保管期間又は送受信一覧保管期間の各プラン（以下併せて「機能追加プラン」といいます）を変更する場合、変更予定月の前月10日までに、乙に申し出なければならないものとします。なお、変更後の各機能追加プランの月額料金が、変更前より低額である場合、当該変更月に、「契約内容変更手数料」が発生します。
3. 前二項の定めは、契約期間満了における利用契約の延長時においても同様とします。

第20条（契約者からの契約解約）

契約者は、拘束期間満了後に利用契約を解約しようとする場合は、当社に対し解約希望日の40日前までに当社所定の書面によりその旨を通知することにより、解約希望日をもって利用契約を解約できるものとします。

2. 前項により利用契約が解約された場合であっても、その利用中に係わる契約者の債務は、利用契約の解約があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第21条（当社からの契約解除）

当社は、第45条（利用の停止）の定めにより、本サービスの利用を停止された契約者が、停止の日から7日以内にその停止事由を解消又は是正しない場合は、その利用契約を解除できるものとします。

2. 当社は、契約者に次の各号に掲げる事由のいずれかが生じたときには、何らの通知催告を要することなく、直ちに利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
 - (1) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき
 - (2) 支払の停止又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき
 - (3) 監督官庁から行政処分を受け、又は営業を停止したとき
 - (4) 自己振出若しくは自己引受の手形又は自己振出の小切手が不渡処分となったとき
 - (5) 資産、信用、支払能力に、本契約を履行し難い重大な変更が生じたときと客観的に認められるとき
3. 契約者は、第1項又は第2項各号のいずれかに該当した場合は、当社に対する一切の金銭債務につき当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとします。
4. 第1項又は第2項により利用契約が終了した場合であっても、その利用中に係わる契約者の債務は、利用契約の終了後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

第22条（契約終了後の処理）

契約者は、事由の如何を問わず利用契約が終了した後は、契約者及びサービス利用者が本サービスを利用して作成し又は本サービス用設備に入力したデータ又は情報等（以下「入力情報等」といいます）を当社が当社所定の方法で消去することに同意するものとします。なお、当該入力情報等が消去されたことにより契約者が損害を被ったとしても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

2. 当社は、利用契約が終了した場合、本サービスの利用にあたって契約者から提供を受けた資料等（資料等の全部又は一部の複製物を含む。以下同じ。）を利用契約終了後直ちに契約者に返還又は廃棄するものとします。

第3章 本サービス

第23条（本サービスの内容）

当社が提供する本サービスの具体的内容は、当社が契約者へ交付する本サービスのパンフレット等の資料に定めるとおりとします。

2. 契約者は以下の事項を了承の上、本サービスを利用するものとします。
 - (1) 本サービスに当社に起因しない不具合が生じる場合があること
 - (2) 当社に起因しない本サービスの不具合については、当社は一切その責を免れること

第24条（サービスの利用可能区域・時間）

契約者が本サービスを利用して送信できる範囲は国内、国外を問いません。但し利用環境は日本語、英語及び中国語（簡体字）に限ります。

2. 本サービスの利用可能時間は毎日0時から24時までとします。ただし、当社は次の各号に該当する場合、サービスの提供を停止することがあります。
 - (1) 本規約第43条（利用の制限）に該当する場合
 - (2) 本規約第44条（保守等による本サービスの中断）に該当する場合

第25条（知的財産権）

本サービスにかかる著作権、特許権等の一切の知的財産権は、当社又は当社が許諾を受けた第三者に帰属します。

2. 契約者は、本規約に基づき本サービスの利用を許諾されたものであり、本サービスにかかる著作権、特許権等の一切の知的財産権を取得するものではありません。

第26条（サポートサービス）

当社は、本サービスの仕様若しくは操作方法に関する質問又は本サービスを正常に利用できない場合における原因調査、回避措置に関する質問若しくは相談を、契約者から受け付けるものとします。質問の受付・回答方法、及び、受付時間帯・回答時間帯等の詳細は、以下のとおりとします。なお、本条に基づく契約者による問合せ及び当社から契約者への回答は、アカウント管理者とします。

受付・回答時間：土日休日及び年末年始（12月30日～1月3日）を除く、9時～17時

受付方法：電話、eメール又は書面

受付・回答の言語：日本語のみ

2. 契約者が個別に導入したサービス及びソフトウェアに関する問い合わせ、本サービスと組み合わせて使用しているソフトウェア（当社が本サービスの一部として提供しているものを除きます。）に対する問い合わせ、当社サービス環境の内部構造に関する問い合わせ等、前項に定める内容以外のサポートに関しては行いません。

第27条（第三者委託）

当社は、契約者に対する本サービスの提供及び本サービス用設備の維持運営に関して必要となる業務の全部又は一部を当社の判断にて第三者（以下「委託先」といいます）に委託することができるものとします。この場合、当社は、当該委託先に対し、当該委託業務遂行について第40条（機密情報の取扱い）及び第41条（個人情報の取扱い）のほか利用契約所定の当社の義務と同等の義務を負わせるものとし、委託先の行為について一切の責を負うものとします。

第4章 利用料金

第28条（利用料金）

本サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます）は、料金表に定めるとおりとします。

2. 理由の如何にかかわらず、本サービスの利用開始又は利用終了が月の途中となる場合であっても、利用料金の日割り計算は行いません。

第29条（利用料金の支払方法）

当社は、利用料金の計算を1ヶ月毎に行い、毎月末日に締め切り、契約者に対し利用料金の合計に消費税法所定の消費税を付加して請求するものとします。契約者は当該請求内容を確認の上、当社の指定する期日までに当社の指定する銀行口座に振り込み支払うものとします。ただし、指定期日が金融機関の休日にあたる場合は、その日を繰り上げるものとします。

2. 前項の支払いに必要な振込手数料は、契約者が負担するものとします。
3. 契約者は、第1項の利用料金計算期間において、第44条（保守等による本サービスの中断）及び第45条（利用の停止）に定める本サービスの提供の中断、停止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じた場合であっても、その期間中の利用料金及びこれにかかる消費税額の支払いを要するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により本サービスを全く利用できない状態（以下「利用不能」といいます）が24時間以上となる場合、利用不能の時間数（1時間単位とし、単位時間未満は切り捨て）に対応する利用料金及びこれにかかる消費税額については、この限りではありません。

第30条（利用料金の改定）

当社は、社会経済情勢その他の情勢の大幅な変化、又は物価若しくは賃金に大幅な変動が生じた場合は、利用料金を改定する場合があります。この場合、当社は契約者に対し改定日の2ヶ月前までに当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法で改定内容を通知するものとします。

2. 契約者は、前項の利用料金の改定を理由として利用契約の解約を希望する場合は、第20条（契約者からの契約解約）の定めにかかわらず、改定日の1ヶ月前までに当社所定の書面によりその旨を通知することにより、改定日の前日をもって利用契約を解約できるものとします。この場合は、本項による利用契約の解約日が拘束期間中であっても、契約者は違約金の支払い義務を免れるものとします。

第31条（遅延損害金）

契約者は、本サービスの利用料金その他利用契約上の債務について、指定期日を過ぎてもなお履行しない場合には、指定期日の翌日から支払いの日までの日数について、年3%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払うものとします。

第5章 契約者の義務

第32条（自己責任の原則）

契約者は、契約者が本サービスを利用したことに伴い、自己の責に帰すべき事由により第三者（サービス利用者を含みます。本条において以下同じとします。）に対し損害を与えた場合又は第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。契約者が本サービスを利用したことに伴い、第三者から損害を受けた場合又は第三者に対しクレーム等の請求を行う場合においても同様とします。

2. 当社は、契約者又はサービス利用者がその故意又は過失により当社に損害を与えた場合は、契約者に対し当該損害の賠償を請求することができるものとします。

第33条（契約者の義務）

契約者は、本サービスを利用するにあたって自らの費用と責任により、契約者設備を設置し、電気通信事業者の電気通信サービスを利用して契約者設備を本サービス用設備に接続するものとします。

2. 契約者は、サービス利用者に対し、本サービスを利用するにあたって必要となる設備を設置させ、当該設備を本サービス用設備に接続させるものとします。
3. 当社は、契約者及びサービス利用者が前各項の定めに従い設置及び接続を行わない場合、本サービスの提供の義務を負わないものとします。
4. 契約者は、契約者設備を利用するにあたり、ログインID、パスワード、暗号装置等による安全管理措置を講じ、本サービスへの誤操作、不正アクセス、不正使用等の防止に努めるものとします。

5. 契約者は、ログインID及びパスワードを第三者に譲渡・開示しないとともに、第三者に漏洩、売買、名義変更、質入などをすることのないよう管理するものとします。
6. 当社は、第三者による契約者のログインID及びパスワードを用いた本サービスの利用を、当該契約者自身が利用したもののみとし、その利用にかかわる一切の責任を負うものとします。ただし、当社の故意又は過失によりログインID及びパスワードが第三者に利用された場合はこの限りではありません。
7. 契約者は、ログインID及びパスワードの盗難又は第三者による使用の事実を知った場合、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

第34条（サービス利用者の遵守事項等）

契約者は、第14条（利用者）の定めに基づき、本サービスをサービス利用者に利用させるにあたり、サービス利用者に対し、次の各号の内容を周知、遵守させるものとします。

- (1) 本サービスは、利用契約で定める利用条件及び利用範囲において利用できること。
 - (2) サービス利用者は、利用契約のうち禁止事項等、条項の性質上サービス利用者が遵守すべき内容を承諾の上、これらを遵守すること。
 - (3) 契約者と当社間の利用契約が理由の如何を問わず終了した場合は、サービス利用者に対する本サービスも自動的に終了し、サービス利用者は本サービスを利用できないこと。
 - (4) サービス利用者は、第三者に対し本サービスを利用させないこと。
 - (5) 本サービスの提供に関して、当社が必要と認めた場合には、契約者が当社に対して、必要な範囲でサービス利用者から事前の書面による承諾を受けることなくサービス利用者の機密情報を開示することができること。また、当社は第27条（第三者委託）所定の委託先に対して、委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなくかかる機密情報を開示することができること。ただし、当該機密情報に関して、当社は本規約に定める機密情報と同等の管理を行う義務を負うものとします。
 - (6) サービス利用者は、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。
2. 契約者は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、サービス利用者に対し、速やかに伝達するものとします。

第35条（サービス利用者が利用契約に違反した場合の措置）

サービス利用者が、前条第1項各号のいずれかに違反した場合、契約者は、速やかに当該違反を是正させるものとします。

2. サービス利用者が、前条第1項各号のいずれかに違反した日から1日間経過後も、当該違反を是正しない場合、当社は、次の各号に定める措置を講ずることができるものとします。
 - (1) 当該サービス利用者に対する本サービスの提供を停止すること
 - (2) 契約者と当社間の利用契約の全部若しくは当該サービス利用者の本サービス利用に関する部分を含め一部を解除すること

第36条（バックアップ）

契約者は、契約者及びサービス利用者が本サービス用設備に登録・保存したデータ等のうち、契約者が重要と判断したデータ等を、自らの責任でバックアップとして保存しておくものとし、利用契約に基づき当社がデータ等のバックアップに関するサービスを提供する場合を除き、当社はかかるデータ等の保管、保存、バックアップ等に関して、その一切の責任を負わないものとします。

第37条（禁止事項）

契約者は本サービスの利用に関して、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 本サービス申込書等の提出書類に虚偽の事実を記載する行為
- (2) 当社又は第三者の著作権、商標権、肖像権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (3) 第三者のプライバシーを侵害し、または侵害するおそれがある行為
- (4) 本サービスにより利用しうる情報を不当に改ざん、又は消去する行為

- (5) 利用契約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為
 - (6) 法令又は公序良俗に違反する行為
 - (7) 当社又は第三者に不利益を与える行為
 - (8) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (9) ウィルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
 - (10) 第三者の設備等又は本サービス用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為
 - (11) 手段の如何を問わず、本サービスの運営を妨害するおそれがある行為
 - (12) 本サービスの提供を受ける権利を無断で第三者へ譲渡する行為
2. 契約者は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するものとします。
3. 当社は、本サービスの利用に関して、契約者又はサービス利用者の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであることを知った場合、第45条（利用の停止）の定めに従い、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止し、又は第1項各号に該当する行為に関連する情報を削除することができるものとします。ただし、当社は、契約者及びサービス利用者の行為又は契約者及びサービス利用者が提供又は伝送する（契約者の利用とみなされる場合も含まれます。）情報（データ、コンテンツを含みます。）を監視する義務を負うものではありません。

第6章 当社の義務

第38条（当社のサービス提供維持責任）

本サービスにおける当社の責任は、契約者が支障なく本サービスを利用できるよう善良なる管理者の注意をもってサービスを運営することに限られるものとします。

第39条（本サービス用設備の障害等）

当社は、本サービスの提供又は利用について障害があることを知ったときは、本サービスのログイン画面に当該障害に関する情報を掲載するなど、当社が適当と判断する方法で契約者へ通知します。但し、当該障害の発生から60分以内に復旧する見込みであると当社が判断した場合、契約者への通知は行いません。

第7章 機密情報等の取扱い

第40条（機密情報の取扱い）

契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が機密である旨あらかじめ指定した情報（以下「機密情報」といいます）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報についてはこの限りではありません。なお、以下、機密情報を開示する契約者又は当社を「開示者」といい、機密情報を受領する契約者又は当社を「受領者」といいます。

- (1) 機密保持義務を負うことなく既に保有している情報
 - (2) 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (3) 開示者から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
 - (4) 利用契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
 - (5) 開示者からあらかじめ書面により機密情報として扱いかから除外することの承諾を得た情報
2. 前項の定めにかかわらず、以下の機密情報については、前項に定める機密である旨の指定がなされたものとみなします。
- (1) 利用者が本サービスに入力する情報
3. 前各項の定めにかかわらず、受領者は、機密情報のうち法令の規定に基づき又は権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の規定に基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができるものとします。この場合、受領者は、関連法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を開示者に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後速やかに通

知するものとしします。

4. 契約者及び当社は、機密情報に対する不正なアクセス及び機密情報の第三者への開示・漏洩等の防止のため、必要かつ十分な組織的、物理的及び技術的安全措置を講ずるものとしします。
5. 受領者は、開示者より提供を受けた機密情報を本サービス遂行目的の範囲内でのみ使用し、本サービス遂行上必要な範囲内で機密情報を化体した資料等（以下本条において「資料等」といいます）を複製又は改変（以下本項においてあわせて「複製等」といいます）することができるものとしします。この場合、受領者は、当該複製等された機密情報についても、本条に定める機密情報として取り扱うものとしします。なお、本サービス遂行上必要な範囲を超える複製等が必要な場合は、あらかじめ開示者から書面による承諾を得るものとしします。
6. 前各項の定めに関わらず、当社が必要と認めた場合には、第27条（第三者委託）に定める委託先に対して、委託のために必要な範囲で、契約者から事前の書面による承諾を受けることなく機密情報を開示することができるものとしします。ただしこの場合、当社は当該委託先に対して、本条に基づき当社が負う機密保持義務と同等の義務を負わせるものとしします。
7. 本条の定めは、利用契約終了後も3年間有効に存続するものとしします。

第41条（個人情報の取扱い）

契約者及び当社は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた営業上その他業務上の情報及び本サービスの利用により本サービス用設備に入力され、当社の管理下に置かれた情報に含まれる個人情報（個人情報の保護に関する法律に規定する「個人情報」をいい、以下同じとしします。）を本サービスの遂行目的の範囲内でのみ使用し、第三者に開示又は漏洩してはならず、個人情報に関して個人情報の保護に関することを含め関連法令を遵守するものとしします。

2. 個人情報の取扱いについては、第40条（機密情報の取扱い）第4項乃至第6項の定めを準用するものとしします。
3. 本条の定めは、利用契約終了後も有効に存続するものとしします。

第42条（通信履歴の保護）

当社は、契約者が本サービスを利用する過程でサーバーに記録されるデータおよびアクセスログならびに契約者の本サービスへのアクセス数（以下本条において「本通信履歴」といいます）を秘密として保持し、契約者に本サービスを提供する過程で必要となる当社管理作業目的以外に使用しないものとしします。

2. 前項の定めにかかわらず、当社は本通信履歴のうちのアクセスログを統計的に分析・加工し特定の契約者を識別できない状態において当該分析・加工結果を第三者への提供を含め、本サービスの提供以外の目的で使用できるものとしします。

第8章 利用の制限、中断、停止等

第43条（利用の制限）

当社は、電気通信事業法第8条（重要通信の確保）に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信、その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。

2. 当社は、契約者又はサービス利用者が本サービス用設備に過大な負荷を生じる行為をした場合、当該契約者又はサービス利用者の利用の制限および是正措置を請求することがあります。

第44条（保守等による本サービスの中断）

当社は以下の場合には、本サービスの提供を一時的に中断することがあります。

- (1) 本サービス用設備の保守上又は工事上やむを得ない場合
- (2) 第43条（利用の制限）の定めにより利用の制限を行っている場合
- (3) 本サービス用設備の障害その他やむを得ない事由が生じた場合
- (4) 当社が本サービスの運用の全部又は一部を中断することが望ましいと判断した場合

2. 当社は、前項の定めにより本サービスの提供を一時的に中断する場合は、あらかじめその旨を契

約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は事前通知を要することなく中断できるものとし、この場合は、事後速やかに契約者に通知するものとします。

3. 当社は、第1項に定める事由のいずれかにより本サービスを提供できなかったことに関して、契約者又はサービス利用者が損害を被った場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第45条（利用の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 支払期日を経過しても利用料金を支払わない場合
 - (2) 第37条（禁止事項）第1項の各号のいずれかに該当する行為をした場合
 - (3) 本規約の規定に違反した場合
 - (4) 前各号のほか、当社が不適当と判断する行為を契約者が行った場合
2. 当社は、前項により本サービスの利用を停止する場合は、その理由、サービス提供停止開始日、停止期間及びサービス提供停止解除条件等をあらかじめ契約者に通知するものとします。ただし、緊急やむを得ない場合は事前通知を要することなく停止できるものとし、この場合は事後速やかに契約者に通知するものとします。

第46条（本サービスの廃止）

当社は、やむを得ない事由により、本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。この場合、廃止日をもって当該廃止された本サービスの利用契約は当然に終了するものとします。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスの全部又は一部を廃止する場合は、契約者に対し廃止する日の60日前までにその旨を通知します。
3. 当社は、本サービスの全部を廃止する場合には、契約者に対し、契約者が支払い済みの本サービスの利用料金の内、利用期間が満了していない月度の利用料金を当社が別途指定する方法により返金致します。

第9章 その他損害賠償等

第47条（損害賠償）

債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、本サービス又は利用契約に関して、当社が契約者に対して負う損害賠償責任の範囲は、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約に違反したことが直接の原因で契約者に現実に発生した通常の損害に限定され、損害賠償の額は、当該事由が生じた月の当該本サービスに係わる利用料金の額を超えないものとします。なお、当社の責に帰することができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について当社は賠償責任を負わないものとします。

2. 本サービス又は利用契約に関して、当社の責に帰すべき事由により又は当社が利用契約に違反したことによりサービス利用者に損害が発生した場合については、当社は前項所定の契約者に対する責任を負うことによってサービス利用者に対する一切の責任を免れるものとし、サービス利用者に対する対応は契約者が責任をもって行うものとします。

第48条（責任の制限）

本サービス又は利用契約に関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず前条の範囲に限られるものとし、当社は以下の事由により契約者及びサービス利用者が発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
- (2) 契約者設備の障害又は本サービス用設備までのインターネット接続サービスの不具合等契約者又はサービス利用者の接続環境の障害
- (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
- (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータウィルス対策ソフトについて当該第三者からウィルスパターン、ウィルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウィルス

- の本サービス用設備への侵入
- (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備への第三者による不正アクセス又はアタック
 - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を契約者及びサービス利用者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア、DBMS等）及びデータベースに起因して発生した損害
 - (8) 本サービス用設備のうち、当社の製造に係らないハードウェアに起因して発生した損害
 - (9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害
 - (10) 契約者が申込者に付与したログインID、パスワードその他権限の契約者、又は第三者による不正利用
 - (11) 本サービス実施において予期し得ない高度な技術による、通信経路上での盗聴又は傍聴
 - (12) 本サービス内に登録されている契約者のデータに関し、当社規定のバックアップ作業による措置を超えるデータの担保
 - (13) その当社の責に帰すべからざる事由
2. 当社は、契約者が本サービスを利用することにより契約者と第三者との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第49条（反社会的勢力の排除）

契約者及び当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を表明し確約するものとします。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」といいます）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと
 - (2) 自らの役員（代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者）が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと
 - (3) 自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと
 - (4) 利用契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、以下の行為をしないこと
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 虚偽の風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前記に準ずる行為
2. 契約者又は当社は、利用契約の有効期間内に相手方が前項の確約事項のいずれかに反することが判明した場合には、相手方に対し何らの催告を要せずして、利用契約の全部又は一部を解除できるものとします。この場合、利用契約の解除に起因し又は関連して相手方に損害等が生じた場合であっても、契約を解除した当事者は、何ら責任を負わないとともに、契約を解除した当事者に損害等が生じた場合、相手方に対する損害賠償請求を妨げないものとします。
3. 契約者は、サービス利用者自らが反社会的勢力であること又はサービス利用者が反社会的勢力を利用するなど反社会的勢力との関係を持っていることが判明した場合、当該サービス利用者の本サービスの利用を直ちに停止させるものとします。

以上

付則

この規約は2021年4月1日から発効します。

重要データ安全送信サービス（クラウド）料金表

1. 初期費用

新規申込み：30,000円/1式

再申込み：15,000円/1式（再申込みの時から起算して過去6ヶ月以内に当社との本サービスの利用契約の締結実績がある場合）

2. 利用プラン及び料金

(1) 月額利用料金

	利用プラン	月額利用料金	最低利用月数 (拘束期間)	月度上限送信通数 ※1	提供機能・オプション					超過料金 〔選択した各プランの月額上限送信通数を超えた場合に発生します。〕
					事後承認機能	事前承認機能	ユーザー連携	外部システム連携オプション	シングルサインオン	
スタンダードプラン	デリバリー100	20,000円 ※3	6ヶ月	100通	○	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・100～500通迄 …100円/通 ・501～1,000通まで …60円/通 ・1,001～10,000通まで …25円/通 ・10,001～30,000通まで …15円/通 ・30,000通以上 …10円/通
	デリバリー500	34,500円	6ヶ月	500通	○	—	—	—	—	
	デリバリー1000	59,500円	6ヶ月	1,000通	○	○	○※4	○※4	○※4	
	デリバリー2500	89,500円	12ヶ月	2,500通	○	○	○※4	○※4	○※4	
	デリバリー5000	144,500円	12ヶ月	5,000通	○	○	○※4	○※4	○※4	
	デリバリー10000	254,500円	12ヶ月	10,000通	○	○	○※4	○※4	○※4	
動画ストリーミング付プラン ※2	デリバリー500S	69,000円	6ヶ月	500通	○	—	—	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ・501～1,000通まで …120円/通 ・1,001～10,000通まで …50円/通 ・10,001～30,000通まで …30円/通 ・30,000通以上 …20円/通
	デリバリー1000S	119,000円	12ヶ月	1,000通	○	○	○※4	○※4	○※4	
	デリバリー2500S	179,000円	12ヶ月	1,000通	○	○	○※4	○※4	○※4	
	デリバリー5000S	289,000円	12ヶ月	2,500通	○	○	○※4	○※4	○※4	
	デリバリー10000S	509,000円	12ヶ月	5,000通	○	○	○※4	○※4	○※4	

※1：送信通数のカウント方法は以下の通りです。

① 送信先1メールアドレス毎に1通とカウントします。複数の宛先へ送信する際は、メールアドレス分のカウントとなります。

- ・TO送信：送信した時点で、通数カウントに加算
- ・CC送信：受信者がダウンロードした時点で、通数カウントに加算
- ・事前・事後承認機能：承認者がダウンロードした時点で、通数カウントに加算
- ・監査機能：監査者及び管理者がダウンロードした時点で、通数カウントに加算

② 送信1通あたりのデータ容量合計が200MBまでを1通とします。200MBを超過する場合には、超過200MBごとに1通分がカウントされます。

③ ファイルの送受信を伴わない通知メールは、送信通数にカウントされません。

- ※2：通常プランのファイル送信に加え、動画ファイルをストリーミング形式で送信できます。
対象となる主なファイル形式（拡張子）：wmv、mpg、mpeg、flv、mp4、mp3、avi、mov
- ※3：本サービス申込み時点にて当社とお取引がある契約者は、デリバー100プランに限り、14,000円にて提供します。
- ※4：契約者が希望する場合、有償にて提供します。（料金は別途見積）

(2) ファイル保管期間変更料金

プラン	月額料金	最大送信容量
7日間	0円（標準）	60GB／1送信
28日間	0円（標準）	1GB／1送信
14日間	当月の基本料金＋超過料金の10%	60GB／1送信
30日間	〃 25%	60GB／1送信
90日間	〃 10%	1GB／1送信
180日間	〃 25%	1GB／1送信
180日間	〃 50%	60GB／1送信
400日間	〃 50%	1GB／1送信
400日間	〃 100%	60GB／1送信

- ※ ファイル保管期間（標準7日間又は28日間）を変更できます。
標準とする場合、7日間又は28日間のいずれかのプランを選択するものとし、選択が無い場合は、7日間プランとします。

(3) 送受信一覧保管期間延長料金

プラン	月額料金	備考
90日間	0円（標準）	
180日間	10,000円	
400日間	25,000円	

- ※ 送信一覧・受信一覧の表示期間（標準90日間）を延長できます。
管理者機能の履歴（ログ）ファイルは1年間保管されます。

3. オプションプラン及び料金

(1) 管理者向けトレーニング

100,000円／1回

- ※ 契約者指定の場所で実施する場合、当社従業員の移動・宿泊等に伴う費用は実費にて発生します。

(2) 運用構築費用

別途お見積り

- ※ ユーザ登録・レポート業務等であり、料金は別途見積とします。
なお、契約者が希望する内容によっては、提供できない場合があります。

4. 契約内容変更手数料

15,000円／1回

以上